

組 合 員 殿

公文健康保険組合  
理事長 柴田正紀



任意継続被保険者の標準報酬月額について（公告）

令和3年度における任意継続被保険者にかかる健康保険法第47条  
二号の規定による標準報酬月額は、次のとおりであるので公告する。

標準報酬月額            360,000円

標準報酬日額            12,000円

※任意継続被保険者の上限月額保険料

健康保険料            32,400円

※本標準報酬月額は、令和3年4月から令和4年3月まで  
適用されます。

以 上